

○総務省告示第七十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十の三第一項の規定に基づき、令和八年総務省告示第七十一号（二六㊦帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針）に基づく価額競争の参加の申請期間等を次のように定める。

令和八年三月九日

総務大臣 林 芳正

一 申請期間

令和八年三月十日（火）八時三十分から同年四月九日（木）十七時十五分までの間

二 申請の提出先

総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長

三 問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 電話〇三（五二五三）五八九三

四 申請要領

価額競争に参加しようとする者が参加の申請を行うための要領その他の必要な事項は、別に公表する。